

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令要綱

第一 森林環境税

一 森林環境税を課さないこととされている、前年の合計所得金額が一定の金額以下の者について、その金額を定めること。（第一条関係）

二 都道府県は、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を国に払い込む場合には、森林環境税に係る徴収金の額その他必要な事項を速やかに国に通知すること。（第二条関係）

三 森林環境税の免除の対象となる者は、次に掲げる者とする。（第五条から第七条まで関係）

1 災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者

2 生活保護法の規定による生活扶助等を受けている者

3 失業又は廃業により収入が著しく減少したこと等の特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者

四 市町村が都道府県を経由して国に対して報告する事項を当該年度分の森林環境税の納税義務者の数、

同年度分の森林環境税の課税額、同年度の前年度分の森林環境税に係る免除及び滞納の状況等とするこ

と。(第九条関係)

第二 その他

- 一 この政令は、令和六年一月一日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。